

障害のある人にとって「スポーツ」とは

内田 匡輔

東海大学体育学部体育学科教授

日本における 「障害のある人のスポーツ」の始まり

2020年に予定されていた東京オリンピック・パラリンピック（以降オリパラ）は、新型コロナウイルスの影響を受け、2021年に開催された。このオリパラの10年前、2011年（平成23年）に、スポーツ基本法（以降「基本法」）が制定され、現在のスポーツ庁が2015年（平成27年）に設置されている。

スポーツ庁は、基本法で制定された、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現に向けて、「すべての国民のスポーツ機会の確保」などを目的とし設置されている。スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織であるスポーツ庁は、基本法をもとにした「スポーツ基本計画」を策定し、目標達成に向けて取り組んでいる組織である。ちなみに現在

は、第3期スポーツ基本計画が策定され、進行中である。

この基本法は、1964年に開かれた東京オリンピックの開催にあわせ1961年に制定された、「スポーツ振興法」を改正する形で制定されている。この「スポーツ振興法」ができた、1961年（昭和36年）には、すでに国民体育大会、いわゆる国体は行われていた（現在は国民スポーツ大会）。この大会を支えていた日本体育協会（現在は日本スポーツ協会）は、当時50周年を迎える歴史があったが、その歴史の中に、障害のある人たちのスポーツはなかった。障害者のスポーツ大会として、日本国内で初めて組織的に開催されたのは、1965年の岐阜大会からになる。この岐阜大会開催の背景には、1964年の東京大会で行われた国際身体障害者スポーツ大会（現在のパラリンピック）がある。このパラリンピック東京大会が、障害者への理解と関心を高めることに大きく寄与したと判断した、厚生省（現在の厚生労働省）は、各都道府県知事や指定都市市長に大会実施の通達を发出している。この通達を受け、岐阜大会以降、障害者のスポーツ大会は、毎年開催され、障害のある人のスポーツを支える一翼を担っている。現在は、身体障害だけでなく知的障害、精神障害も含めた大会へと名称や規模が変更され、夏季だけでなく冬季大会も開催されてきている。概要ではあるが、これが組織的に取り組まれてきた日本の障害者スポーツの始まりである。

うちだ きょうすけ

筑波大学大学院修了（体育学）。専門分野は、アダプテッド・スポーツ科学。筑波大学附属ろう学校（現 聴覚特別支援学校）中学部保健体育科教諭等を経て、現職。東海大学キャンパスライフセンター所長・インクルージョン推進室室長。

著書に『教養としてのアダプテッド体育・スポーツ学』（2018年 大修館書店、共著）『体育科教育学入門 三訂版』（2021年 大修館書店 共著）、『部活動指導員ハンドブック（基礎編）』（2020年 ミネルヴァ出版 共著）など。

図1 成人のスポーツ実施率の推移

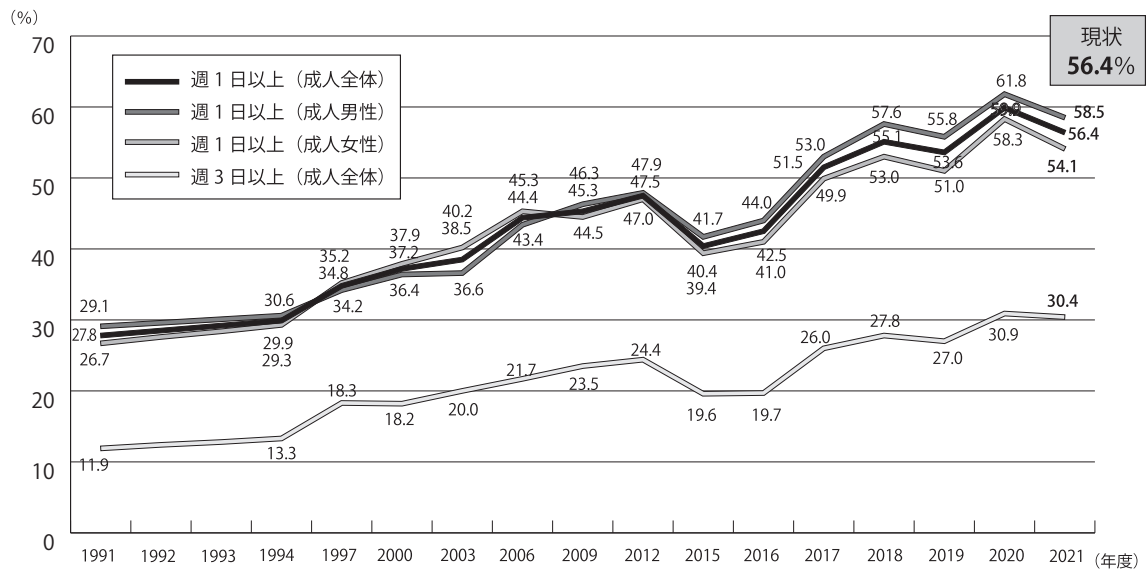


図2 障害者のスポーツ実施率の推移

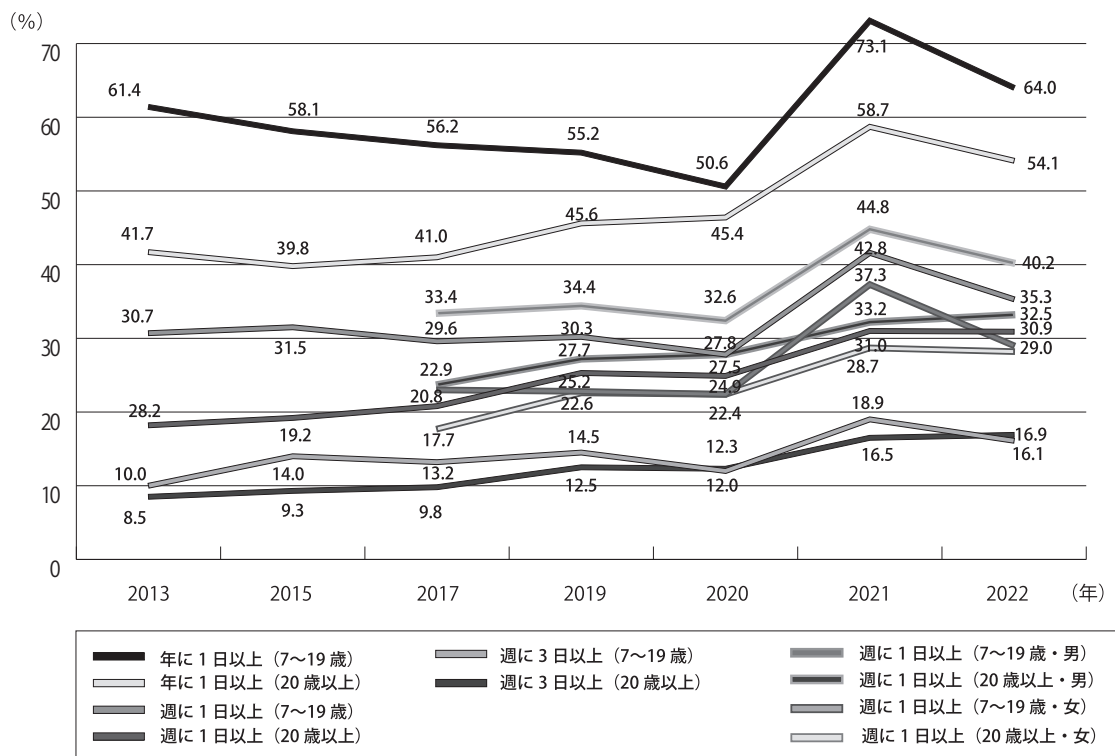


図1・図2 出所:スポーツ庁 「スポーツ実施率」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371920.htm (2024年7月11日最終閲覧)

「する」スポーツの観点から

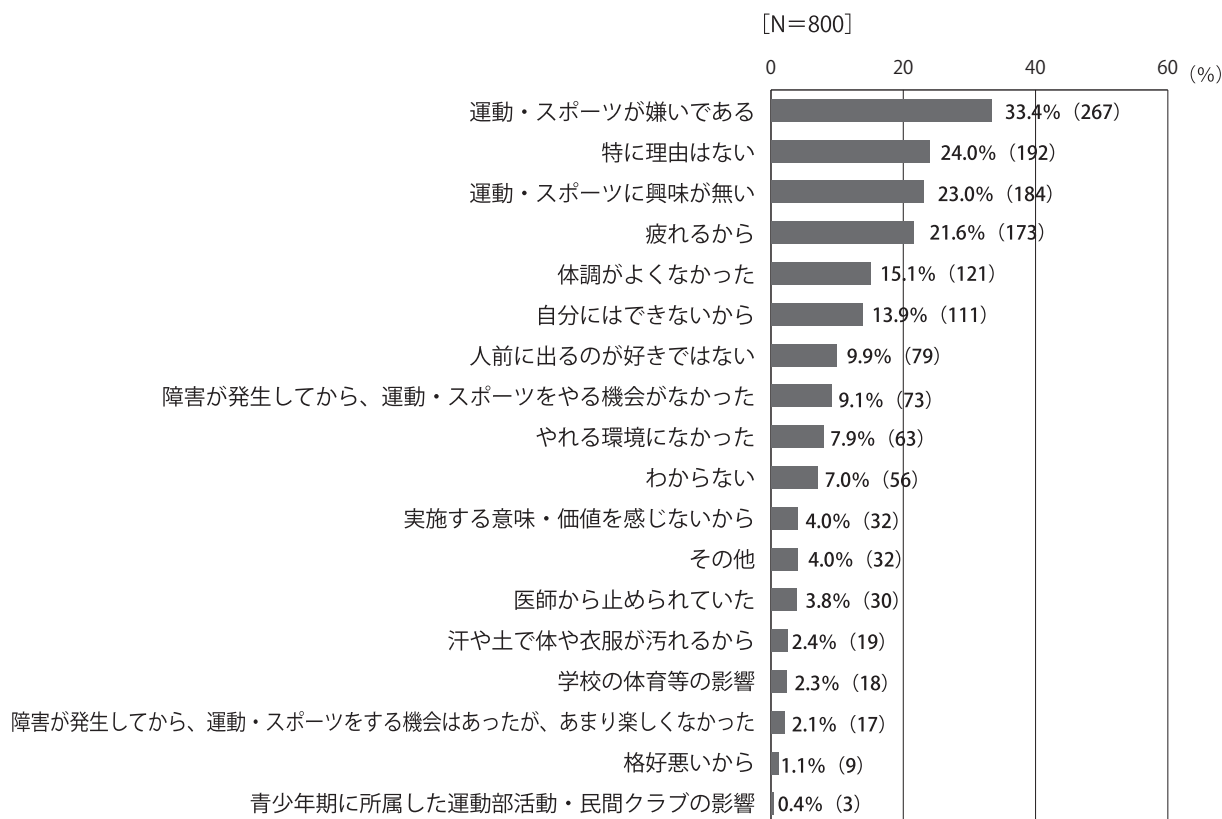
2015年のスポーツ庁設立以降、国民が等しくスポーツに親しむ権利として「スポーツ権」という言葉が取り上げられるようになった。この「スポーツ権」は、基本法の前文と第二条に「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」

と初めて記され、法的にも保障された権利として考えることができる。

スポーツには、「する」だけでなく「みる」「支える」といった多様な楽しみ方があり、その全てにおいて国民が等しく親しむ権利として、保障されなければならない。

ここでは、「する」という観点から障害のある人のスポーツを考えてみたい。

図3 障害者がスポーツを行わない理由



出所:スポーツ庁委託調査 「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究推進」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230322-spt_kensport01-000013088.pdf (2024年7月11日最終閲覧)

図1と図2(スポーツ庁2022)の令和4年の値と比較すると、障害者のスポーツ実施率は高く見える。しかし、最も高い数値は、7～19歳が年1日以上スポーツ実施率である。7～19歳は、学校に通う年齢の子どもたちを指しており、体育実技の授業が行われていることから、年1日以上スポーツを行ったと答える割合は、限りなく100%に近いはずである。しかし、調査の通り、7～19歳の障害のある人の3割以上が、年に1日もスポーツを行っていないと答えていることは重く受け止める必要があると考えている。授業で行われた体育実技は、スポーツとして捉えられていないとすれば、スポーツ権だけでなく、学ぶ権利の侵害の可能性もある。

さらに、成人した障害者が、週に1日以上スポーツを行うと答えた割合は30.9%であり、成人の実施率が56.4%であることと比べれば、倍近い差がある。

このように、障害のある人のスポーツを、「する」と

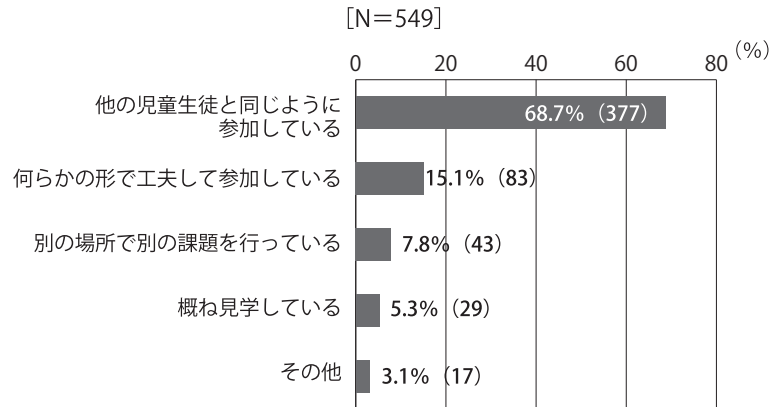
いう観点から考えると、スポーツの「学習権」が保障されていないという大きな問題が現れるのである。

障害のある人がスポーツを行わない背景

次に、障害のある人たちが、スポーツを行わない背景について考える。図3(スポーツ庁 2022)は、障害のある人(児童・成人)の中で、スポーツを行わないと答えた理由である。この理由の上位に挙げられた2つの理由について掘り下げて考えたい。

まず、理由で最も多かったのは、「運動・スポーツが嫌いである」。この「好き」や「嫌い」という感情が惹起される背景には、その感情を支える体験がある。当然だが、不快な体験をしている人が、スポーツを好んで行うことはないと考えて良い。すなわち、障害のある人は、本人にとって不快な運動・スポーツを通して、“好きになれない体験”をしているということである。さらに学齢期の体育・保健体育は、すべ

図4 体育授業の参加状況



出所：スポーツ庁委託調査「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究推進」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230322-spt_kensport01-000013088.pdf（2024年7月11日最終閲覧）

での学校種において必修である。そのように考えれば、必修の体育・保健体育の授業で、運動・スポーツが好きになれない体験をさせられているとも考えられる。このような体験をさせられていることは不幸である。

ただ、この「嫌い」という理由の背景には、体育・保健体育の授業を、全ての子どもたちが「好き」になれるように実施できない教員の資質不足もある。故に、障害の有無に関わらず、スポーツを行わない背景を解消できる教員養成は、「学習権」の保障という観点からも問題を抱えている状況がある。すなわち、全ての子どもに対して、体育・保健体育の授業内容を保証し、児童生徒の安心安全を保障する、“良質な体育・保健体育授業”を実施できる教員養成に問題を抱えていることが浮き彫りになっているのである。

次に多い理由は、「特に理由はない」である。理由がなく「嫌い」と答える背景には、「嫌い」のような、感情が惹起される背景がない、すなわち、体験すらしていない可能性が考えられる。体験した上で、「好き」「嫌い」という考えに至ったのであれば、内容の良し悪しは別にしても、運動・スポーツを体験することはできている。この「特に理由はない」には、この体験すらない、またはそのような感情に至る体験ではないという、問題が隠れている。これが、学齢期の体験だとすれば、学校での体育・保健体育は、必修

科目として、着実に遂行されているのかということに疑念が浮かぶ。

これら2つの理由の背景を掘り下げて考えると、わが国では、学齢期から、障害のある人に、良質な運動・スポーツが届いていないことが、明白である。さらには、その影響として生じている、運動・スポーツを行わない人の存在を看過しているとも捉えられる。

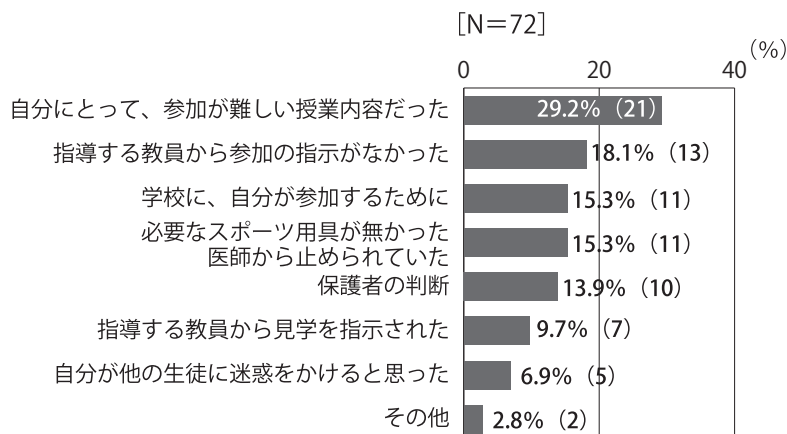
では、学齢期の体育授業は、どのような状況にあるだろうか。図4からは、8割以上の児童生徒が、体育の授業に参加している状況がわかる。しかし、全体の1割は体育授業に参加できていない児童生徒の状況もあり、その理由が図5に示されている。

最も多かった理由は「自分にとって、参加が難しい授業内容だった」である。これは先述したとおり、良質な体育・保健体育の授業が提供できていないことを証明する回答として受け止めたい。

次に多かった理由は「指導する教員から参加の指示がなかった」である。非常に衝撃的な回答でもあり、重たい事実である。教員が参加の指示をしないということは、授業内で児童生徒を無視しているとも受け止められる回答である。

このように障害のある人たちがスポーツを行わない背景について省察すると、「スポーツ」に触れる機会や実施上の配慮が提供されていない実態や様子を確認できるのである。

図5 体育授業に参加できなかった理由



出所:スポーツ庁委託調査 「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究推進」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230322-spt_kensport01-000013088.pdf (2024年7月11日最終閲覧)

障害のある人のスポーツと共生社会

「共生社会」とは、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。」(文部科学省 2012)と説明がある。これまで十分に社会参加できなかった障害者が、積極的に参加・貢献していく共生社会に近づくことは、これまでに述べてきた、「する」スポーツの差や、行わない背景など、さまざまな課題を解消するムーブメントに寄与すると思いたい。

第3期スポーツ基本計画の策定にあたり、第2期の総括的評価がなされている(スポーツ庁2022)。その「(2) スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」という中には「共生社会の実現については、障害者や女性のスポーツ実施率が増加傾向にあるものの相対的に低く、引き続き環境構築に向けた取組が必要。」と述べられている。この環境構築にあたって、障害者差別解消法(以下 解消法)への理解が必要になる。

解消法は、国連で採択された障害者権利条約

の批准を受けて国内法を整備された法律である。この解消法には大きく「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められている。

合理的配慮とは「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」(文部科学省 2012)としており、合理的配慮の否定は、差別的取扱いに含まれることになる。

例えば、体育実技の授業を行うにあたり、障害のある子どもは、参加しているだけでなく、授業で学び、「できること」や「わかること」があり、成長に資する授業が実践され、初めて、学習が保障されているのである。すなわち、スポーツに触れる機会がないということや、スポーツ実施上での配慮がない学習は、差別が解消されておらず、法的に問題を抱えた状況があるということになる。

障害モデルと体育・スポーツ

「障害」について、厚生労働省は、医学モデルと社会モデルを挙げて説明している(厚生労働省2002)。医学モデルでは「障害(disability)を病気や傷害、その他の健康状態から直接引き起こされた

人の特性」とし、社会モデルでは、「障害を社会によって作られ、個人の属性では全くないもの」としている。いずれのモデルも単独では十分ではなく、障害とは、「常に、個人の特性と個人が生活している全体的な背景の特性との間の相互作用である。」と説明している。

スポーツは、成人以降、社会の中で行われると考えれば、この社会モデルの視点で捉える必要がある。それは、スポーツが実践される過程に障害のある人が関わり、ルールや場の設定などが重要な視点だからである。その上で、個人の健康状態などと関連した“相互作用の視点”が問われる。障害のある人にスポーツが届かない原因として、この「相互作用の視点」でスポーツを捉えるという思考が欠けているのである。

例えば、脳性まひがあり、車椅子を使用する人がソフトボールを行う場合を考えてみたい。車椅子で守備を行う場合、障害の状況からボールのキャッチや送球が難しいという特性がある。そこで、例えば、大きめの段ボールを用意し、段ボールに当てたらアウトといったルールを加えてみるができる。素早い動きや力の調整が難しいという個人の特性(医学モデル)に基づき、ルールや用具を工夫することで、アウトに「できる」手段が増えれば、ゲームへの参加機会を獲得することにつながる。また、守備でアウトにする方法について体験し、難しさや面白さを知ること、プロ野球を観戦して楽しむことにもつながるかもしれない。何より、障害の有無に関わらず、相互作用を意識したスポーツの工夫が、多様なスポーツを保障することにつながるのである。

このようにルールを柔軟に変更・調整し、スポーツを行うことを、「アダプテッド・スポーツ」という。アダプテッド・スポーツとは、参加する個々人の実態(年齢、性別、知的発達段階、身体状況、運動技能等)に合わせて、スポーツ(ルール、技術、用器具や施設など)や教材、提供の仕方や指導方法を修正したり、創造することを指している(齊藤 2018)。アダプテッド・スポーツの考えに立つということは、障害の医学・社会モデルを念頭に置き、スポーツの実施や体育、保健体育の授業実践が可能になるということである。

もある。

最後に

本稿では、障害を「障がい」と表記せず、障害として記してきた。その理由は、日本の障害のある人たちには、依然として、障害に起因する不利益が存在しているからである。特に、本稿では、「スポーツ」が届いていない、行われていない、選択されていない状況をお伝えしてきた。

障害は「障りが害をなす」ことであり、「障り(さわり)」とは、本来、「邪魔をする」「へだてる」という意味である。邪魔があっても、隔てられていても、当事者に不利益がなければ、害は生じない。しかし、本稿でお伝えしてきた通り、「スポーツ権」という面では、「実害」を確認できる状況にある。

2022年に実施された、国連障害者権利条約対日審査の総括所見の中で、日本は64項目で懸念及び勧告を受け、さらに2項目では強く要請(urge)を受けている。その一つが、インクルーシブ教育を推進し分離教育を廃止することである。現在の日本は、特別支援学校と一般の学校がそれぞれ存在し、分離教育を行っていると評価されている状況にある。この分離教育が何をもたらしているのかを、スポーツを例に挙げて述べてきたが、大変厳しい状況にあることは言うまでもない。これこそが「実害」であり、障害のある人たちが、社会的な少数派(マイノリティ)として、見逃されてきた事実でもある。

障害のある人にとって「スポーツ」とは何か。それは、その国の文化が、少数派(マイノリティ)にも届いているという、一つの指標だと考えている。この視点から、私たちは、「スポーツ(sport)」を再度眺めてみる必要がある。この視点から再構築しなければ、これからのスポーツは、一部の“できる”人たちが享受する「矮小な文化」として価値づき、その他の“できない”人にとって、「届かない文化」となる可能性を否定できない。

東京2020以降、日本には、どのようなスポーツが根づき、育っているのだろうと疑いたくなる現実が、障害のある人と共に歩むと見えてくるのである。■

《参考・引用文献》

- 1) 日本パラスポーツ協会「パラスポーツの歴史と現状」
- 2) スポーツ庁「スポーツ実施率」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371920.htm
 (2024年7月11日最終閲覧)
- 3) スポーツ庁委託調査「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究推進」
https://www.mext.go.jp/sports/content/20230322-spt_kensport01-000013088.pdf
 (2024年7月11日最終閲覧)
- 4) 文部科学省「平成24年 中央教育審議会 特別支援教育のあり方に関する特別委員会」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1325884.htm
 (2024年7月11日最終閲覧)
- 5) 文部科学省「第3期 スポーツ基本計画」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm
 (2024年7月11日最終閲覧)
- 6) 厚生労働省「ICFのモデル」
https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/dl/s1210-6a_0005.pdf
 (2024年7月11日最終閲覧)
- 7) 齋藤まゆみ 編著「教養としてのアダプテッド体育・スポーツ学」大修館書店
- 8) 外務省 第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
 (2024年7月11日最終閲覧)

